２０２１年４月現在

定期積金規定

１．（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」といいます。）は、証書または通帳（以下「証書等」といいます。）の表面に記載（以下「表面記載」といいます。）の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書等（証書式に限定される商品については、「証書」と読み替えます。以下同じです。）をお差出しください。

２．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書等の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

３．（給付契約金の支払時期等）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

４．（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または表面記載の年利回（年３６５日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

５．（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第１０条第４項第１号、第２号アからカおよび第３号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１０条第４項第１号、第２号アからカまたは第３号アからオの一つでも該当する場合には、当金庫はこの積金の開設をお断りするものとします。

６．（給付補填金等の計算）

（１）この積金の給付補填金は表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（２）約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）　までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② この積金を第１０条第１項、第３項または第４項により満期日前に解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ この計算の単位は１００円とします。

７．（先払割引金の計算等）

（１）この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、所定の先払日数以上のものにかぎります。

（２）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

８．（満期日以後の利息）

満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期

日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

９．（取引の制限等）

（１）当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（３）前二項に定めるいずれの取引の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

（４）当金庫は、口座が本規定の定める各条項のいずれかに違反して利用している可能性があると判断した場合、または通例の利用目的と異なる目的で使用している可能性があると判断した場合には、お客様への事前の通知なく一時的に口座の利用を停止させていただくことがあります。

１０．（解約）

（１）この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

（２）この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書または、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して､証書等とともに当店または当金庫本支店に提出してください｡ただし、当店以外での払戻しは、個人の取引で口座名義人ご本人様がご来店しご本人様の確認ができる場合にかぎります。また、当店以外での解約は現金支払額５００万円（ただし、他口座への振替支払あるいは振込み資金等の払戻
しは除きます。）を限度とし、あらかじめ、当店にお届けされた印鑑届の印影と押印された印影との照合手続 きが可能な口座に限ります。

（３）次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または口座の名義人の意思によらず 開設されたことが明らかになった場合

② この積金の契約者が第１３条第１項に違反した場合

③ この積金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると 認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第９条第１項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれが あると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が口座の解約が必要と判断した場合

⑥ 第９条第１項および第２項に定める取引等の制限に係る事象が１年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第１号から第６号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合

（４）前項のほか、次の各号の一つでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

① 積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

カ．その他アからオに準ずる者

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

ア．暴力的な要求行為

イ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ．その他前アからエに準ずる行為

（５）前二項により、この口座が解約され掛金残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、証書等と届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、

当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

１１．（届出事項の変更、証書等の再発行等）

（１）この証書等や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店へ届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）この証書等や印章を失った揚合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書等の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）証書等を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

１２．（印鑑照合）

この証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１３．（譲渡、質入れの禁止）

（１）この積金および証書等は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１４．（その他）

この積金を融資の担保として当金庫に差入れた以後は質権解除になる迄払戻しは受けられません。

１５．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。積金契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に当店に届出てください。

（４）前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当店に届出てください。

（５）前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１６．（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

（１）この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権を設

定している場合も同様とします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。証書の場合は証書裏面に届出印を押印して、通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして利率は約定利回を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については、当金庫が負担するものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１７．（規定の変更）

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ウェブサイト及びその他相当の方法で、規定を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上